

随意契約結果書

| | |
|------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 物品等の名称及び数量 | 佐賀202号及び497号唐津市久里地区外雪害作業 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 山田 隆 則 佐賀市新中町5-10 |
| 契約締結日 | 平成30年 2月13日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | 将栄建設株式会社 佐賀県唐津市相知町千束2000番地 |
| 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥1,080,000- |
| 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) | ¥1,080,000- |
| 随意契約によることとした理由 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 佐賀 202号及び497号唐津市久里地区外雪害作業
2. 履 行 場 所 佐賀県唐津市久里地先外（発注者の指示する場所）
3. 契約の相手方 会 社 名： 将栄建設(株)
住 所： 佐賀県唐津市相知町千束2000番地
電話番号： (0955)62-2950
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 目的、内容及び随意契約に付する理由

(1) 目 的

本作業は、平成30年2月11日からの大寒波における雪害対策に伴う国道202号及び497号唐津市久里地区外の応急対策作業を行うものである。

(2) 理 由

大寒波の影響により降雪等が発生し、国道202号及び497号の通行に支障をきたす恐れがあることから、除雪等を行い通行の確保を図るため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結しており、かつ当該箇所に近接している上記業者と、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号に基づき、随意契約を行い作業の円滑な遂行を図るものである。

(随意契約理由書作成者)

佐賀国道事務所

管理第二課長